

バーミキュライトが吹き付けられた建築物等の解体等 作業留意事項について 厚生労働省



建築物等への吹き付け材として使用されているバーミキュライト(ひる石)からウィンチャイト及びリテライト(以下、ウィンチャイト等)が検出されたとの報道がありました。

ウィンチャイト等は労働安全衛生法施行令に石綿として示されている6物質(クリソタイル、アモサイト、クロシドライト、トレモライト、アクチノライト、アンソフィライト)には該当しない鉱物ですが、トレモライトと同様に角閃石族に属する繊維状鉱物で、その有害性には明確な知見が無いものの、トレモライトと形状や化学的な組成が近似しており、有害性が懸念されます。

これを受け、厚生労働省は各都道府県労働局労働基準部長宛にバーミキュライトが吹き付けられた建築物等の解体作業に当たっての留意事項の周知徹底を通知しました(基安化発第1228第1号)。

通知の概要は以下の通りです。

1. バーミキュライトには不純物として、トレモライト、ウィンチャイト等が含有されている場合があるため、バーミキュライトが吹き付けられた建物等の解体作業に当たっては、石綿含有が明らかな場合を除いて、分析調査を行い、石綿が0.1%を超えて含有する場合は、石綿則に定められたばく露防止対策を講じること。
2. JIS法による分析では、建材中に含有されているウィンチャイト等はトレモライトとして判定されるため、ウィンチャイト等をトレモライトと区別するために改めて分析を行う必要はない。
3. バーミキュライトが吹き付けられていた建築物等の分析方法において、石綿をその重量の0.1%を超えて含有しない場合でも、JIS法以外の分析方法により、ウィンチャイト等が含有していることが明らかになった場合は、石綿則に準じたばく露防止対策を講じること。

当社は、これまでに多くの吹き付けバーミキュライトを分析した実績がございます。ご不明な点やお困りのことがありましたらお気軽にお問い合わせください。

資料 2009年12月28日付 厚生労働省労働基準局通達

品質検査箇所 加藤吉紀

